

各地方整備局総務部長 殿

国土交通省大臣官房地方課長

「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の一般競争参加資格の取扱いについて」等の一部改正について

「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の一般競争参加資格の取扱いについて」（平成 6 年 1 月 18 日付け建設省厚発第 20 号）及び「民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の一般競争参加資格の取扱いについて」（平成 12 年 6 月 1 日付け建設省厚契発第 20 号）の一部を下記のとおり改正したので、遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の一般競争参加資格の取扱いについて」（平成 6 年 1 月 18 日付け建設省厚発第 20 号）の一部を次のように改正する。

前文中「地方支分部局工事請負業者選定事務処理要領」を「工事請負業者選定事務処理要領」に、「会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）」を「会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）」に改める。

記 4（1）③中「第 19 条の 2」を「第 19 条の 7」に、「第 25 号の 6」を「第 25 号の 11」に改める。

記 4（1）⑦を次のように改める。

- ⑦ 納税証明書の写し（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第 9 号書式（その 3）又は（その 3 の 3））

ただし、納付すべき租税が更生債権となり、更生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

記 7（1）中「地方支分部局において工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」を「工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」に改める。

記 12 中「建設大臣官房地方厚生課長」を「国土交通省大臣官房地方課長」に改める。

別記様式第 1 号中「地方建設局長」を「地方整備局長」に、「会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）」を「会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）」に、「東北地方建設局」を「東北地方整備局」に、「関東地方建設局」を「関東地方整備局」に、「北陸地方建設局」を「北陸地方整備局」に、「中部地方建設局」を「中部地方整備局」に、「近畿地方建設局」を「近畿地方整備局」に、「中国地方建設局」を「中国地方整備局」に、「四国地方建設局」を「四国地方整備局」に、「九州地方建設局」を「九州地方整備局」に、「土木研究所」を「国土技術政策総合研究所」に改める。

別記様式第 2 号中「地方建設局長」を「地方整備局長」に改め、同様式記 1（2）中「地方建設局」を「地方整備局」に改め、同様式記 2（3）中「第 19 条の 2」を「第 19 条の 7」に、「第 25 号の 6」を「第 25 号の 11」に改め、同様式記 2 に次のように加える。

（7）納税証明書の写し（国税通則法施行規則別紙第 9 号書式（その 3）又は（その 3 の 3））又は更生計画が認可されていないため租税の納付ができないことを示す書類若しくは納税額について係争中であることを示す書類

2. 「民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の一般競争参加資格の取扱いについて」（平成 12 年 6 月 1 日付け建設省厚契発第 20 号）の一部を次のように改正する。

「地方支分部局工事請負業者選定事務処理要領」を「工事請負業者選定事務処理要領」に改める。

#### 附 則

この通知は、平成 21 年 1 月 21 日から施行する。

○会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の一般競争参加資格の取扱いについて（平成6年1月18日付け建設省厚発第20号）

新	旧
<p><u>工事請負業者選定事務処理要領</u>（昭和41年12月23日付け建設省厚発第76号。以下「選定要領」という。）第7第1項の規定により一般競争参加資格があると認定した者であって、<u>会社更生法（平成14年法律第154号）</u>に基づく更生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続開始決定者」という。）の一般競争参加資格（選定要領第15の規定に基づき当該資格と同一に定められた指名競争参加資格を含む。以下同じ。）については、下記により取り扱われたく、命により通達する。</p> <p>なお、この通達の施行日以前に会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の一般競争参加資格についても、この通達に定めるところにより取り扱うことができるので念のため申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 再申請の提出書類</p> <p>(1) （略）</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ 技術職員名簿及び社会性等の状況を示す資料（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）<u>第19条の7別記様式第25号の11別紙2及び3に準ずるものをいう。</u>）</p> <p>④～⑥ （略）</p> <p>⑦ 納税証明書の写し（<u>国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（その3）又は（その3の3）</u>）</p> <p><u>ただし、納付すべき租税が更生債権となり、更生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>5・6 （略）</p>	<p><u>地方支分部局工事請負業者選定事務処理要領</u>（昭和41年12月23日付け建設省厚発第76号。以下「選定要領」という。）第7第1項の規定により一般競争参加資格があると認定した者であって、<u>会社更生法（昭和27年法律第172号）</u>に基づく更生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続開始決定者」という。）の一般競争参加資格（選定要領第15の規定に基づき当該資格と同一に定められた指名競争参加資格を含む。以下同じ。）については、下記により取り扱われたく、命により通達する。</p> <p>なお、この通達の施行日以前に会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の一般競争参加資格についても、この通達に定めるところにより取り扱うことができるので念のため申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 再申請の提出書類</p> <p>(1) （略）</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ 技術職員名簿及び社会性等の状況を示す資料（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）<u>第19条の2別記様式第25号の6別紙2及び3に準ずるものをいう。</u>）</p> <p>④～⑥ （略）</p> <p>⑦ 納税証明書の写し（<u>国税規則別紙第8号書式（その3）又は国税規則別紙第8号書式（その3の3）</u>）</p> <p>(2) （略）</p> <p>5・6 （略）</p>

新	旧
<p>7 経営事項評価点数及び技術評価点数の算定  (1) 部局長は、<u>工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領</u>（昭和41年12月23日付け建設省厚第79号）第2の規定に基づき経営事項評価点数及び技術評価点数を算定するものとする。  ただし、選定要領第2第2号イの客観的事項（共通事項）については、記4（2）③により貸借対照表を作成する基となった時点を審査基準日として算定するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8～11 (略)</p> <p>12 報告  部局長は、6により一般競争参加資格の認定を行ったときは、認定後直ちに<u>国土交通省大臣官房地方課長</u>に報告するものとする。</p> <p>13・14 (略)</p>	<p>7 経営事項評価点数及び技術評価点数の算定  (1) 部局長は、<u>地方支分部局において工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領</u>（昭和41年12月23日付け建設省厚第79号）第2の規定に基づき経営事項評価点数及び技術評価点数を算定するものとする。  ただし、選定要領第2第2号イの客観的事項（共通事項）については、記4（2）③により貸借対照表を作成する基となった時点を審査基準日として算定するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8～11 (略)</p> <p>12 報告  部局長は、6により一般競争参加資格の認定を行ったときは、認定後直ちに<u>建設大臣官房地方厚生課長</u>に報告するものとする。</p> <p>13・14 (略)</p>

新	旧
<p>様式第 1 号</p> <p>再度の一般競争（指名競争）資格審査の申請希望通知書</p> <p>平成〇年〇月〇日</p> <p>〇〇<u>地方整備局長</u> 殿</p> <p>住所 商号又は名称 代表者氏名 担当者氏名 電話番号</p> <p><u>会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）</u>に基づく更生手続開始の決定を受けましたので、再度の一般競争（指名競争）資格審査の申請を希望します。</p> <p>（再度の申請を希望する部局名には○をつけて下さい）</p> <p><u>東北地方整備局</u> <u>関東地方整備局</u> <u>北陸地方整備局</u> <u>中部地方整備局</u> <u>近畿地方整備局</u> <u>中国地方整備局</u> <u>四国地方整備局</u> <u>九州地方整備局</u> 官庁営繕部 <u>国土技術政策総合研究所</u></p>	<p>様式第 1 号</p> <p>再度の一般競争（指名競争）資格審査の申請希望通知書</p> <p>平成〇年〇月〇日</p> <p>〇〇<u>地方建設局長</u> 殿</p> <p>住所 商号又は名称 代表者氏名 担当者氏名 電話番号</p> <p><u>会社更生法（昭和 2 7 年法律第 1 7 2 号）</u>に基づく更生手続開始の決定を受けましたので、再度の一般競争（指名競争）資格審査の申請を希望します。</p> <p>（再度の申請を希望する部局名には○をつけて下さい）</p> <p><u>東北地方建設局</u> <u>関東地方建設局</u> <u>北陸地方建設局</u> <u>中部地方建設局</u> <u>近畿地方建設局</u> <u>中国地方建設局</u> <u>四国地方建設局</u> <u>九州地方建設局</u> 官庁営繕部 <u>土木研究所</u></p>

新	旧
<p>様式第 2 号</p> <p>再度の一般競争（指名競争）資格審査の申請受付開始通知書</p> <p>平成〇年〇月〇日</p> <p>〇〇〇〇〇〇〇〇 殿</p> <p>〇〇<u>地方整備局長</u> 殿</p> <p>平成〇年〇月〇日付けの再度の一般競争（指名競争）資格審査の申請を行う旨の通知に対して下記のとおり受付を行うこととしたので、通知する。</p> <p>記</p> <p>1 受付期間及び受付場所  (1) 略  (2) 受付場所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市・・・・  〇〇<u>地方整備局</u>総務部契約課  TEL 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>2 提出書類  申請の際に、次に掲げる書類を提出すること。ただし、書類は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。  (1)・(2) (略)  (3) 技術職員名簿及び社会性等の状況を示す資料（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）<u>第19条の7</u>別記様式<u>第25号の11</u>別紙2及び3に準ずるものをいう。）  (4)～(6) (略)  <u>(7) 納税証明書の写し（国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3）又は（その3の3））又は更生計画が認可されていないため租税の納付ができないことを示す書類若しくは納税額について係争中であることを示す書類</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>様式第 2 号</p> <p>再度の一般競争（指名競争）資格審査の申請受付開始通知書</p> <p>平成〇年〇月〇日</p> <p>〇〇〇〇〇〇〇〇 殿</p> <p>〇〇<u>地方建設局長</u> 殿</p> <p>平成〇年〇月〇日付けの再度の一般競争（指名競争）資格審査の申請を行う旨の通知に対して下記のとおり受付を行うこととしたので、通知する。</p> <p>記</p> <p>1 受付期間及び受付場所  (1) 略  (2) 受付場所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市・・・・  〇〇<u>地方建設局</u>総務部契約課  TEL 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>2 提出書類  申請の際に、次に掲げる書類を提出すること。ただし、書類は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。  (1)・(2) (略)  (3) 技術職員名簿及び社会性等の状況を示す資料（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）<u>第19条の2</u>別記様式<u>第25号の6</u>別紙2及び3に準ずるものをいう。）  (4)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>

○民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の一般競争参加資格の取扱いについて（平成12年6月1日付け建設省厚契発第20号）

新	旧
<p><u>工事請負業者選定事務処理要領</u>（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号。以下「選定要領」という。）第7第1項の規定により一般競争参加資格があると認定した者であって、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者の一般競争参加資格（選定要領第15の規定に基づき当該資格と同一に定められた指名競争参加資格を含む。）については、当面、「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の一般競争参加資格の取扱いについて」（平成6年1月18日付け建設省厚発第20号）を準用して取扱われたい。</p>	<p><u>地方支分部局工事請負業者選定事務処理要領</u>（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号。以下「選定要領」という。）第7第1項の規定により一般競争参加資格があると認定した者であって、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者の一般競争参加資格（選定要領第15の規定に基づき当該資格と同一に定められた指名競争参加資格を含む。）については、当面、「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の一般競争参加資格の取扱いについて」（平成6年1月18日付け建設省厚発第20号）を準用して取扱われたい。</p>